

【資料 5】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 3 月 13 日

【議題 5】

まいわし対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度
における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更に
ついて（報告）

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

1 変更理由

関係者合意に基づき国の留保枠から追加配分があったため、知事管理漁獲可能量を変更した（2月7日告示）。

2 変更内容

(1) 本県に配分された都道府県別漁獲可能量

10,000トン（3,600トン→10,000トン：6,400トンの追加配分）

(2) 配分ルール（県資源管理方針別紙）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

（中略）

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。

表 県資源管理方針に基づく配分比率

単位：トン

管理区分	R 3	R 4	R 5	平均	比率
鹿児島県まき網まいわし漁業	251	14	4,655	1,640	86.1%
鹿児島県その他のまいわし漁業	73	166	556	265	13.9%
合 計	325	180	5,210	1,905	—

(3) 変更後の漁獲可能量

単位：トン

管理区分		変更前	変更後
管 理 区 分	合 計	3,600	10,000
	鹿児島県まき網まいわし漁業	2,800	7,700
	鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準 （目安数量：450）	現行水準 （目安数量：1,300）
	県留保枠	350	1,000